

# 平成23年度 社会福祉法人斜里町社会福祉協議会事業計画書

## 事業方針

本年度、当社会福祉協議会は、社協組織の中・長期的な基盤強化、在宅福祉サービス、ボランティア等の民間福祉活動の行動計画を盛り込んだ第4期地域福祉実践計画（平成22年～平成24年）を推進して参ります。

第4期地域福祉実践計画は、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりを目指しているか」を地域住民や関係者に明らかにするもので、そのためにも、『誰もが安心して暮らすことができる』地域福祉の実現を目指し、行政との連携と協働を基本に住民とともに、地域の福祉課題解決に取り組みながら介護保険指定事業者として、「社協らしさ」を追求した事業を引き続き進めて参ります。

また、要介護認定において『自立』と認定された方々に対する介護予防事業及び生活支援事業についても斜里町から委託を受けた各種事業を進めてまいります。

斜里デイサービス事業、ウトロデイサービス事業は、平成17年度より自主運営として実施し、また、平成15年度より実施しました、ぶんこうデイサービス事業についても、町民参加による質の高い在宅サービスの提供を目指すと共に、安定した経営に向けて役職員一丸となって努力してまいります。

さらに、高齢者生活福祉センター事業についても、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図って参ります。

「ふれあいのまちづくり事業」は本会がこれまでの事業の蓄積をもとに、関係機関や団体との協働、住民の参加を得ながら役職員が一丸となり総力をあげて取り組んできた事業であり、本年度においても、次に掲げる重点事業を中心に具体的な実施計画と体制作りを進めて参ります。

(1) 地域住民や利用者のあらゆる生活、福祉問題を誰でも気軽に相談できる『総合相談窓口』を今後も継続し、各関係機関との連携を図りながら進めてまいります。

(2) 高齢者対策では、地域自治会と一体となって在宅の高齢者を支える「ふれあいネットワーク活動推進事業」を継続して、社会福祉協議会が窓口となり、事業を実施いたします。

また、平成22年度からは各地域において「ふれあいサロン」をモデル指定を図りながら事業展開を図っていますが、今年度についてもより一層、地域における安心・安全な福祉のまちづくりを目指してまいります。

更に、特定高齢者を対象として実施している、「ふれ愛教室」の終了後の受け皿として、福祉センターの一室を開放した「ふれ愛サロン」を本会主催で継続して実施してまいります。

(3) 町内のボランティアの需要供給を調整しながら実施してまいりました、ボランティアセンター活動推進事業は、内容充実に努めてまいります。

(4) 住民参加型在宅福祉サービスの推進については、介護者のニーズに対応する公的サービスと組み合わせながら、社協に集まってくるニーズを地域全体の力で結集して解決して行く体制を整え、住民参加型有償ヘルパーによる在宅ヘルプ事業「ふれあい・まごころサービス」を実施してまいります。

(5) 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等が一堂に会してスポーツを通じて楽しみながら心身の維持・増強を図るとともに、町民の障がい者に対する理解を深め本町における障がい者の交流活動をより発展させる目的で『障がい者スポーツ交流会』を開催致します。

社会福祉の増進に寄与し、功労のあった人および社会福祉活動に積極的に協力、支援をして頂いた方に対して社協会長より表彰を本年度も継続して参ります。

社会福祉協議会が長い間、継続して実施してきた各種在宅福祉サービスについては、第4期地域福祉実践計画の策定を図り進めて参りたいと考えております。

平成18年4月から介護保険制度が見直され、大きな趣旨として「明るく活力のある超高齢化社会」を実現するため、できる限り健康で活動的な生活を送ることを目的とした「介護予防」の視点に立ち、予防給付として提供される介護予防通所介護事業、介護予防訪問介護事業については、軽度者の状態を踏まえつつ、自立支援の視点に立った効果的・効率的なサービス提供体制を構築していきます。

障がい者に対する福祉サービスについても、平成18年4月から障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して「障がい者自立支援法」が施行されました。本会としては、制度にあわせた体制を図り障がいのある方々の地域生活を支援してまいります。

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が必ずしも十分ではない人（本人）の権利や財産を守るため、社協が法定成年後見人、保佐人、補助人となることにより、本人の権利擁護を図ることを目的に、法人後見事業を実施して参ります。

介護保険事業の経営管理と社協固有の福祉のまちづくりの取り組みを社協組織・運営・事業の中でどのように「統合」するかが大きなテーマであり、新しい社協運営システムの構築が必要となっています。

公私のサービス連携による自立生活支援、公共性と非営利性を併せ持つ民間団体として低所得者、障がい者、母子世帯等制度の谷間にある福祉ニーズへの対応と支援、コスト意識を持ち、効果的かつ効率的な自律した事業経営、事業内容について透明性の確保が必要となってきます。

私どもが、日頃社会福祉の活動を推進できるのも行政をはじめ民生児童委員、自治会、関係機関や福祉団体、ボランティアの方々や一般町民の方々の深い理解と協力によるものであります。

今後、本会として実施してきた各種事業については「ふれあいのまちづくり事業」の中で整理された事業展開が急務であり、これからも在宅福祉サービスを主体とした事業展開を進めて参ります。

本年も積極的に民間社会福祉事業としての社会福祉協議会の事業を展開し、地域福祉の充実に努めてまいります。